

意見書（案）

常勤特別職の期末手当及び退職手当等に関する意見について

令和 7 年〇月〇日

芦屋市特別職報酬等審議会

令和 7 年〇月〇日

芦屋市長 高 島 峻 輔 様

芦屋市特別職報酬等審議会
会 長 當 間 克 雄

常勤特別職の期末手当及び退職手当等に関する意見について

令和 6 年 1 0 月 4 日付け芦総人第 1 0 3 0 号で特別職の報酬等の改定の諮問に併せて依頼のあった標記のことについて、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので意見を申し述べる。

記

1 意見について

(1) 常勤特別職の期末手当について

従前どおり給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額に支給月数を乗じて得た額とし、支給月数については、人事院勧告で勧告されている一般職の期末・勤勉手当の支給月数の合計月数に合わせる事が適当である。

(2) 常勤特別職の退職手当について

従前どおり退職時の給料月額に在職月数を乗じた額にそれぞれの支給割合を乗じて得た額とし、支給割合についても従前どおりの支給割合を適用することが適当である。

(3) 芦屋市特別職報酬等審議会の開催頻度について

4 年に一度、芦屋市特別職報酬等審議会を開催し、特別職の報酬等の見直しについて検討することが適当である。

2 経 過

市長等常勤特別職の期末手当、退職手当及び芦屋市特別職報酬等審議会の開催頻度については、本審議会の答申事項ではないが本審議会に対して、特別職の報酬等についての諮問と併せて、市長から意見を求められたものである。

3 意見に至った考え方

(1) 常勤特別職の期末手当について

市長等常勤特別職の期末手当は、毎年6月期、12月期に給料月額に当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額（職務加算）に支給月数を乗じて算出している。

支給月数については、これまで一般職に準じて人事院勧告で勧告されている期末・勤勉手当の支給月数の合計を適用しているところであるが、令和5年12月期の期末手当については、令和5年人事院勧告により期末・勤勉手当を0.1月引上げる勧告が出されていたところを、市長の政治的な判断により引上げを支給月数の引上げを見送っている経過がある。

委員からは、従来どおり人事院勧告で勧告されている期末・勤勉手当の支給月数の合計を期末手当の支給月数として適用することが適当だという意見が大勢を占め結論に至った。

(2) 常勤特別職の退職手当について

市長等常勤特別職の退職手当は、任期ごとに給料月額に在職月数を乗じた額に一定の支給率を乗じて算出している

今回の審議会において、市長等常勤特別職の給料月額が引上げになる答申書を提出することから、その給料月額に現在の支給割合を乗じた場合に、市長は1,217,760円、副市長は611,520円、教育長は265,680円（市長・副市長は任期4年、教育長は任期3年）の引上げになるが、委員からは、
・
・

などの意見が出され、論議を重ねた結果、従前どおりの支給割合を適用する

ことが適当だという意見に至った。

(3) 芦屋市特別職報酬等審議会の開催頻度について

芦屋市特別職報酬等審議会については、前回は平成 26 年度、前々回が平成 18 年度と不定期に開催されている。委員からは、

- ・ 前回の審議会から 10 年ぶりの開催、その前は 8 年ぶりの開催となっているが、もう少し短期間で実施すべき。
- ・ 財政事情等必要に迫られて開催するのではなく、定期的に開催することが望ましい。
- ・ 経済情勢は目まぐるしく変化している時代なので毎年開催しても良いくらい。
- ・ 少なくとも市長の任期である 4 年間の間に一度は開催するべき。

などの意見が出され、論議を重ねた結果、4 年に一度開催し、特別職の報酬等の見直しについて検討することが適当だという意見に至った。なお、今後市の行財政状況や社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、今回決定した 4 年に一度の開催頻度に関わらずその都度審議会を設置し、特別職報酬等の見直しを行うことが適当である。

芦屋市特別職報酬等審議会

会 長 當 間 克 雄

副 会 長 新 谷 勝 彦

委 員 麻 木 邦 子

委 員 五 島 慶 太

委 員 塩 路 伸 世

委 員 塩 見 知 香

委 員 中 村 真 也

委 員 東 村 具 徳

委 員 松 沢 は つ 子

委 員 吉 野 哲 夫